

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1, 0 0 0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>2 0 % (または 4 0 0, 0 0 0 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>2 0 % (または 4 0 0, 0 0 0 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>2 0 % (または 4 0 0, 0 0 0 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返 戻 金 制 度

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、又は、就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記制度に基づき返金いたします。

- 被採用者の就労開始日から 1 ヶ月以内の退職：紹介手数料の 8 0 %
- 被採用者の就労開始日から 3 ヶ月以内の退職：紹介手数料の 5 0 %
- 被採用者の就労開始日から 6 ヶ月以内の退職：紹介手数料の 3 0 %

上記以外の退職（被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・死亡・分娩、天災事変等の不測の事態、その他被採用者・当法人の免責が妥当とされる事由）の場合、返戻金制度は適応されません。

許可番号	42-ユ-300166
事業所の名称及び所在地	社会福祉法人出島福祉村
	長崎県長崎市岩川町 2 番 3 号